三井物産株式会社

サステナビリティ説明会：サステナビリティ経営　説明会質疑応答

１．日時：　2026 年 3 月 13 日(金) 15:00-16:00(日本時間)

２．出席者:　執行役員サステナビリティ経営推進部長　恩田　ちさと

室長　遠田 顕司

IR 部長　小西 秀明

３．内容：

＜質問１＞

2030 年 GHG 中間目標（スライド 6）のうち、現時点で既に達成水準の目標もありますが、今後外部環境の不確実性や事業ポートフォリオの変化も踏まえて引き続き取組まれるというご説明でした。既に投資決定している新規案件や将来案件の影響について教えてください。

＜恩田＞

当社は毎年の事業計画策定時に、2050 年までを見越した既存案件及び新規案件の GHG 排出量を集計しています。これを踏まえて各目標それぞれの達成度合いも確認しながら取組みを進めています。

＜質問２＞

新規投資の案件選定において、サステナビリティは投資規律にどのように反映されているのでしょうか。例えば、気候変動における GHG 排出量やビジネスと人権等を、どのように考慮して投資決定をしているのか教えてください。

＜恩田＞

投資決定にあたっては案件を審査する会議体があり、サステナビリティ経営推進部長である私も参加しています。収益性や各種リスクと同様に、サステナビリティのリスク審査も行い、適切な対応策を取っているか確認した上で、適切と認められた案件が進む形となっています。金額規模に応じて、経営会議や取締役会に意思決定が諮られ、サステナビリティの観点も意思決定の材料として提供されます。この点は、気候変動のみならず、自然資本やビジネスと人権においても同様です。

＜質問３＞

人権デューデリジェンスの取組みについて、パーム油の事例は丁寧に調査されていることを今回の説明会で改めて確認できましたがその調査内容について教えてください。一方で、御社の幅広いバリューチェーンを考えると、丁寧な調査を続けているとカバー率を上げることが難しいのではと考えており、この点のバランスをどのように考えているか教えてください。

＜恩田＞

25 年 3 月期のパーム油の現地訪問は、事前に設定したチェック項目に基づいたインタビューでは特に問題と考えられる

事項はありませんでしたが、現地訪問時に第三者より、人権侵害の可能性についてお話を頂く機会がありました。これを踏まえ、事業本部や専門家とも協議の上、26 年 3 月期に再び訪問、調査を行い、最終的には人権侵害を犯しているという事例は認識されませんでした。カバー率について、当社は昨年から人権デューデリジェンスの実施主体を、サステナビリティ経営推進部から事業本部に切り替えています。これによって、全社で見るとサプライヤー数が多くても、事業本部毎に対応することでカバー率の低下は懸念されないものと感じています。

＜質問４＞
昨今エネルギーの安定供給にも様々な課題が生じる中、カーボンニュートラルという中長期の目標と、データセンター等のエネルギー需要の拡大といった直近の課題について、御社としてどのようにバランスを取る考えか教えてください。

＜恩田＞
エネルギーの安定供給はマテリアリティで定めているように当社な重要な経営課題です。脱炭素化は最近様々な動きがありますが、大きな流れとしては逆戻りするものではないと考えています。案件によっては立ち上がりの遅れといった課題はありますが、当社としては中長期を見据え着実に脱・低炭素ビジネスの開発に取組んでいきます。既存のエネルギーに次世代エネルギーを追加的に加え、当社が提供するエネルギー・ソースを多様化させることが、エネルギーセキュリティにも繋がると考えています。

＜質問 5＞
御社は GHG 削減を機会として捉え、既に低炭素アンモニア、SAF、CCS、再エネ等様々に取組まれていますが、採算面で難易度が上がっている中で、特に事業機会や収益性で有望と考えている領域はありますでしょうか。米国低炭素アンモニア事業 Blue Point は国の価格差支援もついたと認識していますが、どのように見られているか教えてください。また、Mainstream は苦戦している状況もある中で、再エネ比率の足元 35%が 2050 年に向かってどうなっていくのかイメージはお持ちでしょうか。

＜小西＞
個別案件について申し上げにくいものの、この 3 年間で Mainstream のような一部の案件で苦労している点はご認識の通りです。また、収益化のタイミングが当初想定よりも少し先になるといった案件も中には出てきています。Blue Point は、日本政府から価格差支援を取得しておりますが、手前で取組んでいる案件は政府のサポートを頂ける前提で取組んでいます。再エネは、案件によって条件が異なるため、経済性が得られる案件をしっかり見極めることがより一層求められると思いますし、米国では太陽光発電に電力トレーディングを絡めて採算性を向上させており、このようなコンビネーションで取組んでいくことを考えています。

＜恩田＞
個別案件の採算性に関して言えば、採算が取れない案件は投資しないという点は、案件を審議する会議体の中で共通理解として、採算性も確認した上で進めています。また、当社として強みを発揮できる地域や領域で取組みを進め、その中でリスクリターンをより厳密に見極めることは当社の基本方針です。目標の観点では、2030 年の中間目標に向け

て再エネ比率は引き続き重要と考えていますが、2050 年に向けてどのような位置づけであるべきかについては、その時点での外部環境の影響も考慮して考える必要あり、継続的に社内で議論していきます。

＜質問６＞
脱炭素が世界的に少し逆風の流れもありますが、2030 年以降の 2050 年カーボンのニュートラルに向けた戦略見直しの可能性や方向性について教えてください。極端かもしれませんが、石炭火力発電の需要も鑑みて、売却済の一般炭権益を再検討するといったこともあり得るのでしょうか。

＜恩田＞
米国や一部の欧州地域でエネルギーセキュリティのために化石燃料に回帰する動きもありますが、当社としては LNG や天然ガスといった今必要なエネルギーをしっかり持ちながらも、中長期では脱炭素社会に向かうことに疑いを持っていません。この観点から引き続き、より GHG 排出の少ないエネルギー開発や次世代燃料の取組みは進めていきたいと考えていますが、事業の観点では需要構造やグリーンプレミアムの顕在化の動き、マーケットの成長・後退の動きはしっかり見極め、タイミングを適切に判断しながら取組みます。

＜質問７＞
統合的アプローチについて、御社はマイノリティ出資のビジネスも資源関係を中心に多いと認識しています。このような領域で、オペレーターシップを持つパートナーやより出資比率が高いパートナーと、どのように統合的アプローチについてすり合わせをされているのか、出資比率が低い立場として何か課題感や対応策があれば教えてください。

＜恩田＞
当社がマイノリティであったとしても、当社が重要と考える論点についてパートナーとしっかり話し合い、目線を合わせて事業に参入するよう、案件審査時には各事業本部に対してサステナビリティ経営推進部として働きかけています。サステナビリティに関する目線合わせは、契約締結までに完結しないこともありますので[1]、5-10 年の期間という投資決定後のフォローアップを行う仕組みを 2 年ほど前から導入しています。このように、時間がかかってもパートナーと同じ目線で事業を進めていくことが大事だと考えています。

＜質問８＞
統合的アプローチの中で、自然資本の取組みがどの程度 GHG 削減の効果に繋がるのかという点を、今後試算・算出の上、計画に織り込まれる予定でしょうか。GHG 削減だけではない自然資本とも組み合わさった統合的アプローチの進捗について、アップデートがあればお教えてください。

---

[1] 当社では一定条件を達成した案件のみ投資実行しております。サステナビリティを取巻く状況は、技術革新や規制（法的義務）、社会的要請が常に変化する中でその進化に対応するため、継続的にパートナーと目線合わせを実施していくということを意味しております。

＜恩田＞
現段階では、例えば森林資源は除去・吸収量としてカウントしています。ただ、それで十分とは考えていませんので、自然資本ではまず重要な領域を特定した上で、各事業・各アセットでどのような依存と影響があるか分析をしています。その中で認識したのは、事業や地域によって見るべき指標はそれぞれ異なるという点です。この意味において GHG が全てのアセットで常に最重要な指標であるとは限らないと考えています。ご質問頂いたような統合的な取り組みの中では、今後、自然資本にポジティブに寄与するアセットのうち、GHG 削減にも寄与するアセットに関しては、その両面を見て取組んでいくものはあると思います。

＜質問９＞
統合的アプローチのうち、自然資本と人権について、現地訪問調査といった手法も含め、自然資本と人権に重なりがある部分を優先的に取組めば、より統合的且つ効率的に進められるのではと考えています。このような体制は考えられているのでしょうか。例えば、森林破壊があるようなエリアでの人権侵害といったケースでは重なりがあると思います。

＜恩田＞
現時点での人権デューデリジェンスでは、より人権リスクが高いと思われる領域で実施することが重要と考え、対象領域の選定において人権×自然資本といった判断基準は適用していません。他方で、人権デューデリジェンスのアンケートの中では、自然資本観点の設問も含めていますので、人権において高リスクと判断したサプライヤーに対しては自然資本についても確認する仕組みになっています。森林破壊については、当社は個別調達方針を策定しており、対象となったものは随時調査を進めています。

＜小西＞
人権デューデリジェンスに絡めてのご質問でしたが、個別の新規投資案件に対しては、当然ですが気候変動、自然資本、人権も含めて案件に入る段階で総合的にリスク分析と対応策の検討を行っているという点も補足させて頂きます。

＜質問 10＞
GHG インパクト目標に含む削減貢献量は CCS や森林等が対象となった総合商社ならではの独自のプロトコルと理解をしています。一方で、今後顧客の業界で Scope3 の開示や、削減計画の策定義務化が進んでいく中、GHG インパクトは削減貢献量以外にも、例えば Scope3 カテゴリー1,4,11 等、顧客の業界への貢献を広く捉えて御社独自の取組みやビジネスチャンスをアピールするような考え方があってもいいと考えています。こういった取組みは現実的なのかどうかも含めて、解説いただけないでしょうか。

＜恩田＞
当社の GHG インパクトは、ご認識の通り削減貢献量と Scope3 ではカテゴリー15 のみを対象にしています。当社は 23 年 3 月期から、投資家やパートナーからのご要望を受け、Scope3 の全カテゴリーを開示しています。一方で、Scope3 の算定方法は法定開示に向けてプロトコルの改定がなされていると認識しています。現在、算定方法が標準化されておらず他社比較が難しい状況のため、目標に組み込むのは時期尚早と考えており、当社の収益にも影響が大きい Scope3 カテゴリー15 に限定した形をしばらくは維持していこうと考えています。但し、総合商社である当社として、

Scope3 の削減に繋がるバリューチェーンにおける様々な事業の取組みを、去年のサステナビリティ説明会でお示ししたように、今後も取組みの開示を継続していきたいと考えています。

＜質問 11＞
御社の Scope3 排出量が大きい中、カーボンインテンシティなどを用いることで、御社が利益に対してどの程度 GHG 排出量を減らしていくか可視化ができると思います。今後 Scope3 のルール化が見えてくる段階において、カーボンインテンシティを 1 つの KPI として使用することも検討をお願いします。

＜恩田＞
Scope3 のルール化が検討されている中で、カーボンインテンシティは将来的な取組みと考えています。また、幅広い事業領域を持つ当社からすると、カーボンインテンシティを見ることが正しいのか、その場合何を分母・分子にするのか、KPI 化するのか等、現時点ではまだ課題があると認識しています。

＜質問 12＞
インターナルカーボンプライシング（ICP）について、現状御社は事業本部での運用になっていると思いますが、出資先や関連会社での運用状況はどうでしょうか。

＜恩田＞
ICP は、投融資案件の検討や審議を行う中での収益性分析の 1 つとしてシミュレーションに使用しています。事業本部が策定したベースケースの事業計画に対し、ICP を適用することで、将来の環境変化によるインパクトを測定しています。一例として、気候変動インパクトが大きい領域では、収益性低下リスクへの対応策等を深掘りして議論するために活用しています。

以上